

令和8年 6月9日

各 位

(公社) 山形県トラック協会 適正化事業部

令和8年度東北運輸局安全性優良事業所表彰について (ご案内)

標記について、国土交通省の行う「安全性優良事業所における運輸支局長表彰」の表彰基準に該当する事業所を取りまとめ、東北運輸局山形運輸支局へ推薦することとなりました。下記基準を参考とされ、**表彰を希望される事業所様**におかれましては、**6月25日まで適正化事業部へご連絡**いただき、提出書類等をご案内いたします。何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【運輸支局長表彰基準】

1. 安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であること。
2. 表彰日の直前3年間について、山形運輸支局管内で自動車事故報告規則第2条に規定する第一当事者としての事故又は第一当事者と推定される事故を惹起していない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
3. 表彰日の直前1年間について、山形運輸支局管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。
4. 交通事故防止会議、安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれるものに限る。）、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われている事業所であること。
5. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。
6. Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業所であること。

【提出書類締切】

令和8年7月7日（火）

【表 彰 式】

山形運輸支局において、令和8年11月2日（月）13時30分より「パレスグランデール（山形市）」での挙行が予定されております。（※状況により時間が変更となる場合もございます。）

【問い合わせ】

(公社) 山形県トラック協会
適正化事業部

TEL : 023-616-6136